様式第４（第５条第２項関係）（平31厚労令４・令元厚労令20・令２厚労令208・一部改正）

認定書

番　　号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第９条第１項の規定に基づき、下記１の者は、下記２の機関と共同して行う下記１の研究に必要な下記３の施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設において当該研究を行おうとするものであることを認定する。

年　　月　　日

厚生労働大臣

記

１　研究の概要及び当該研究を行う者
２　１の研究を行う者と共同して研究を行う機関
３　機関の敷地内に整備する施設の概要
４　３の施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果を機関に無償で提供することを条件とする文言

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　上記３及び４の機関については、その名称を記すこと。